TRIAS 48-R157-01

自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

1.　総則

自動車線維持システム試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）に定める「協定規則第157号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

2.　測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、別表により行うものとする。

なお、測定ならびに計算が、別表による末尾処理よりも高い精度である場合にあっては、より高い精度による末尾処理としてもよいものとする。

3.　試験記録及び成績

試験記録及び成績は、該当する付表の様式に記入する。

なお、付表の様式は日本語又は英語のどちらか一方とすることができる。

3.1　当該試験時において該当しない箇所を抹消すること。

3.2　記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

3.3　記入欄に「別紙参照」と記載の上、別紙による詳細な説明を必要に応じて追加してもよい。

別表　測定値の取扱い

試験自動車		
	項目	取扱い
	最高速度	整数位まで記載（km/h）
	質量	整数位まで記載（kg）
	重心高（積載、非積載）	小数第4位を四捨五入、小数第3位まで（m）
	軸距	諸元表記載値（m）
	輪距	諸元表記載値（m）
	タイヤ空気圧	諸元表記載値（kPa）
	径、長さ、幅	諸元表記載値（m）
試験における測定記録		
	項目	取扱い
	車速	小数第2位を四捨五入、小数第1位まで（km/h）
	追従距離	小数第3位を切り捨て、小数第2位まで（m）
	減速度	小数第3位を四捨五入、小数第2位まで（m/s^2）
	時間	小数第2位を四捨五入、小数第1位まで（sec）
	操作力	小数第1位を四捨五入、整数位まで（N又はdaN）
	検知距離	小数第2位を四捨五入、小数第1位まで（m）